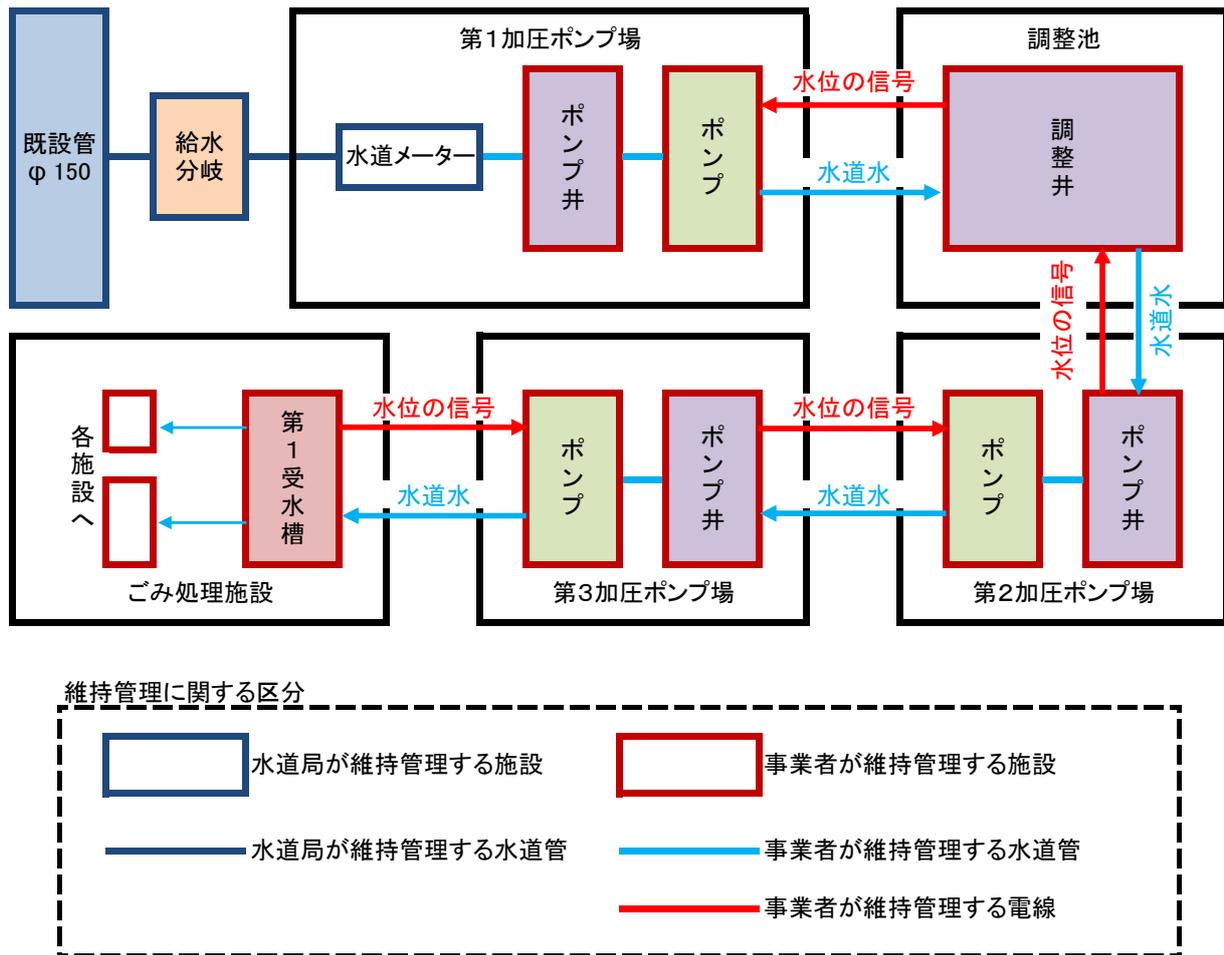


給水施設の概念図



【給水施設について】

現時点で、ごみ処理施設まで送水する施設としてポンプ場3箇所、調整池1箇所を想定している。事業者は、水道水を受けるために第1受水槽を設置し、この受水槽を介して水道水を利用する計画とすること。第1受水槽の容量については、給水施設設計者(水道局)と協議の上、決定すること。第1受水槽から飲料水利用することから、水道水以外は第1受水槽へ流入させないこと。

【施工範囲について】

出雲市(上下水道局)の施工範囲は、給水分岐部から各給水施設を経て、ごみ処理施設敷地内までとする。事業者の施工範囲は、敷地内に入ったところ以降とする。第1受水槽に設置する水位計は、出雲市(上下水道局)で設置する予定である。詳細については、事業者決定後、出雲市(上下水道局)と協議すること。

【ポンプの動作およびポンプ場の監視等について】

ポンプのON/OFFは、送水先のポンプ井(受水槽)の水位計からの信号で行う方法を想定している。ポンプの故障等による警報や運転状況については、各給水施設からごみ処理施設へ情報が送られるため、ごみ処理施設内に警報等の受信装置を設置するスペースを確保すること。

【施設の維持管理について】

第1加压ポンプ場内の水道メーターまでは、出雲市(上下水道局)にて維持管理を行う。水道メーターから施設内の第1受水槽までの給水施設については、事業者にて維持管理を行うこと。

給水施設計画図

1:15,000



次期可燃ごみ処理施設計画地

井戸設置予定箇所

調整池

第2加圧ポンプ場

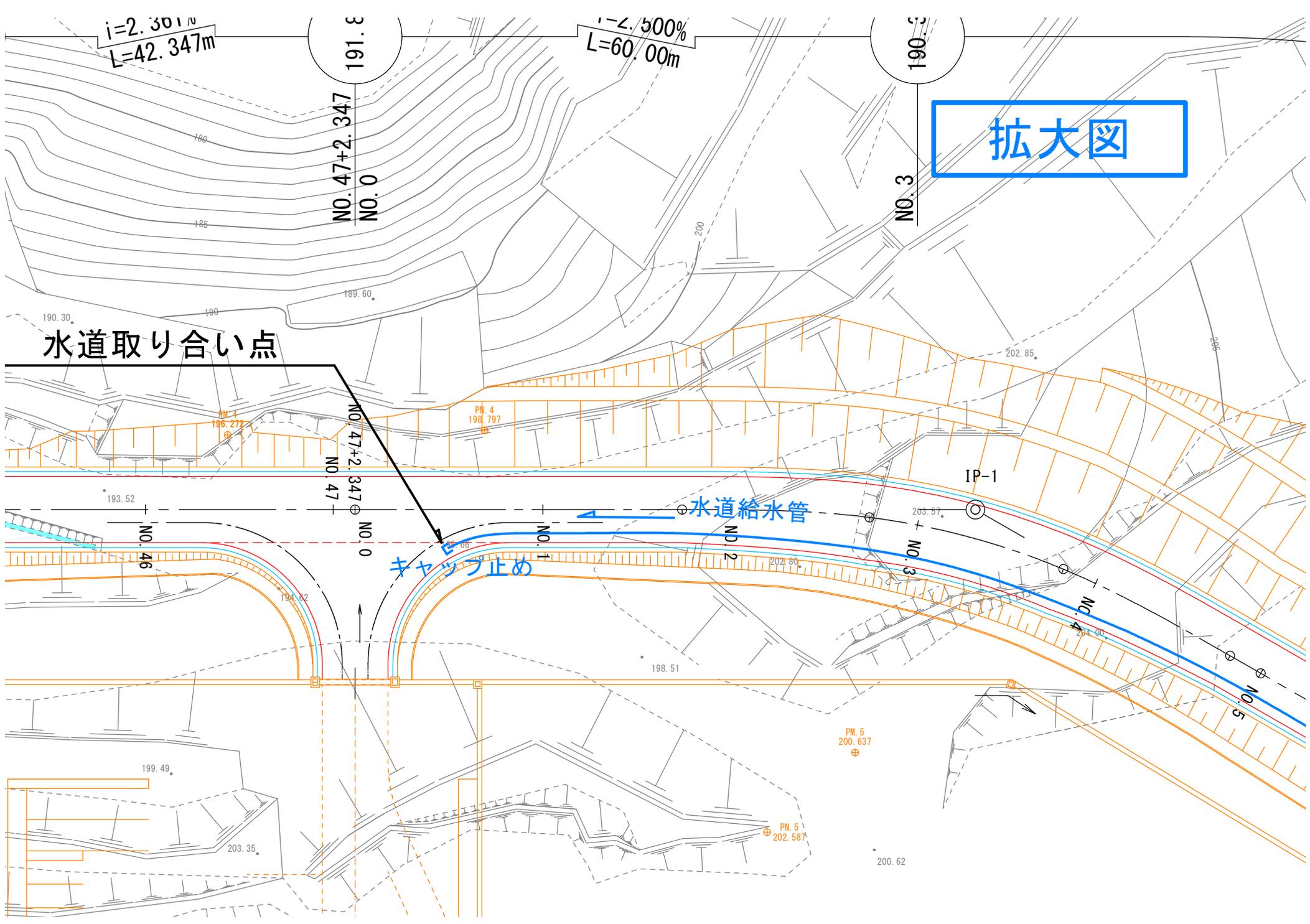
第3加圧ポンプ場

第1加圧ポンプ場

給水分岐部（水道メーター設置）

新設管 L=4,600m、ポンプ場3箇所、調整池1箇所

平成29年9月現在



拡大図

水道取水点

水道給水管

チャンプ止め

○地下水利用について（H29.10.13時点）

<試験井の掘削>

地下 80m掘削時に多量の地下水の存在を確認したため、掘削を一時中断し、簡易な揚水試験を行うとともに、地下水を採水し水質検査（原水・一般）を行った。

（水質検査）

裸孔状態での揚水試験時の水質検査なので、参考値として扱う。

検査結果は別紙のとおり。

（揚水量）

井戸の状態は、掘削径φ250・掘削深80m・裸孔状態（ケーシング未設置）。

簡易揚水試験（連続揚水試験 9/8～9/10）を行った結果は次の通り。

揚水量を変化（多→少）させながら、限界揚水量を求めた。

揚水量1000ℓ/分から始めて、孔内水位が変動しない揚水量まで徐々に少なくしていった結果、150ℓ/分で孔内水位の降下が無くなった。

このことから、現状（80m掘削時）での限界揚水量は、150ℓ/分=200m³/日とする。

<今後の予定>

これまでの調査（電気探査・放射能探査）の結果に100m以深の地層で地下水の存在する可能性が高いことを示すデータがあったため、長期に安定した揚水が見込める可能性が高いことから、残り70mを掘削することとし、深さ120～150m区間にスクリーンを設置する深さ150mの井戸にする。

深さ150mまで残り70m掘削し、ケーシング・スクリーン（φ150）を設置した後、砂利充填を行い、試験井を完成させる。

この後、揚水試験（段階試験・連続試験・回復試験）を行い、揚水能力を確認する。

井戸の性能（揚水量・水質）が判明するのは、平成29年11月末頃の予定。

<井戸の利用条件>

試験井の設置までを出雲市が行う。

事業者は、井戸ポンプ設置、施設までの送水管布設、受水槽設置を行い、井戸を含むこれらの施設の維持管理を行うこととする。

地下水利用については、上水道利用を前提とした上でバックアップ用とする計画とすること。

建設工事中に必要な水は、この地下水を利用してよい。ただし、揚水設備設置に係る費用は事業者で負担すること。

原水水質検査結果書

様

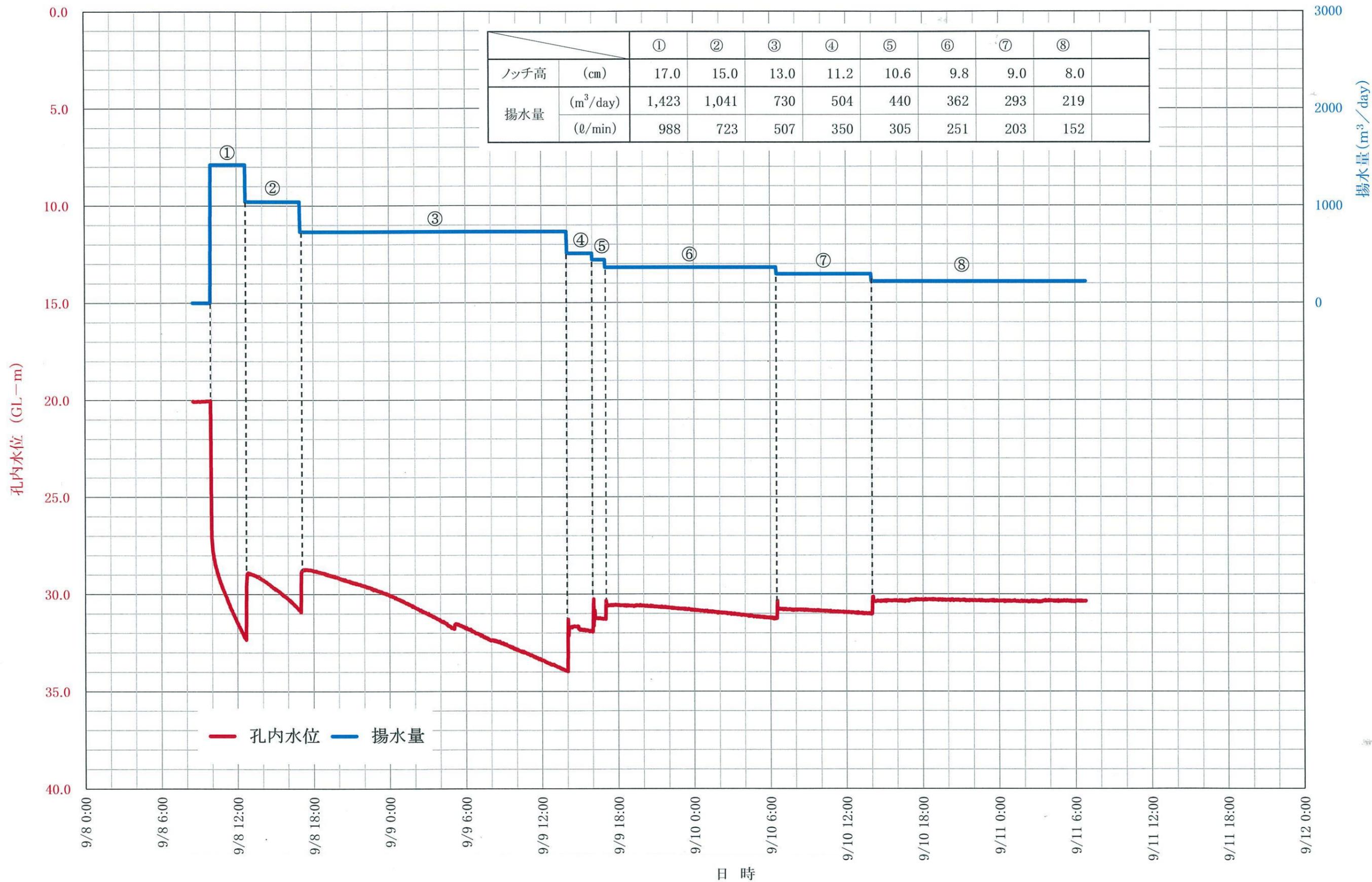
| | | | |
|-------|---------------------------------------|--------|-----------------------|
| 依頼年月日 | 平成29年9月7日 | 採取時の温度 | [気温] 25.0℃ [水温] 18.0℃ |
| 採水日時 | 平成29年9月7日 10時50分 | 天候 | [当日] 雨 [前日] 曇/雨 |
| 採水地点 | 出雲市古志町地内 工事名:次期可燃ごみ処理施設整備事業に係る試験井築造工事 | | |
| 採水者 | 宮本 修 | 検査物種別 | 井戸水・地下水 |
| 検査目的 | 全項目検査(原水・一般) | | |

ご依頼を受けました上記試料について検査した結果を下記の通り報告します。

| 検査項目 | 単位 | 検査結果 | 水質基準 | 検査項目 | 単位 | 検査結果 | 水質基準 |
|-------------------|------------------------|-----------|----------------|-------------------|-------|------------|-----------------|
| 一般細菌 | 個/mL | 22 | 100 個/mL 以下 | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.02未満 | 0.2 mg/L 以下 |
| 大腸菌 | | 陰性 | 検出されないこと | ジェオスミン | mg/L | 0.000001未満 | 0.00001 mg/L 以下 |
| カドミウム及びその化合物 | mg/L | 0.0003未満 | 0.003 mg/L 以下 | 2-メチルインボルネオール | mg/L | 0.000001未満 | 0.00001 mg/L 以下 |
| 水銀及びその化合物 | mg/L | 0.00005未満 | 0.0005 mg/L 以下 | 非イオン界面活性剤 | mg/L | 0.002未満 | 0.02 mg/L 以下 |
| セレン及びその化合物 | mg/L | 0.001未満 | 0.01 mg/L 以下 | フェノール類 | mg/L | 0.0005未満 | 0.005 mg/L 以下 |
| 鉛及びその化合物 | mg/L | 0.001未満 | 0.01 mg/L 以下 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | mg/L | 0.4 | 3 mg/L 以下 |
| ヒ素及びその化合物 | mg/L | 0.003 | 0.01 mg/L 以下 | pH値 | | 7.9 | 5.8 ~ 8.6 |
| 六価クロム化合物 | mg/L | 0.005未満 | 0.05 mg/L 以下 | 臭気 | | ※ 微油様臭 | 異常でないこと |
| 亜硝酸態窒素 | mg/L | 0.004未満 | 0.04 mg/L 以下 | 色度 | 度 | 0.9 | 5 度 以下 |
| シアノ化物イオン及び塩化シア | mg/L | 0.001未満 | 0.01 mg/L 以下 | 濁度 | 度 | 0.3 | 2 度 以下 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | mg/L | 0.02 | 10 mg/L 以下 | 導電率 | μS/cm | 200 | |
| フッ素及びその化合物 | mg/L | 0.08未満 | 0.8 mg/L 以下 | - 以下余白 - | | | |
| ホウ素及びその化合物 | mg/L | 0.10未満 | 1 mg/L 以下 | | | | |
| 四塩化炭素 | mg/L | 0.0002未満 | 0.002 mg/L 以下 | | | | |
| 1,4-ジオキサン | mg/L | 0.005未満 | 0.05 mg/L 以下 | | | | |
| 1,1,1-トリクロロエチレン | mg/L | 0.004未満 | 0.04 mg/L 以下 | | | | |
| ジクロロメタン | mg/L | 0.002未満 | 0.02 mg/L 以下 | | | | |
| テトラクロロエチレン | mg/L | 0.001未満 | 0.01 mg/L 以下 | | | | |
| トリクロロエチレン | mg/L | 0.001未満 | 0.01 mg/L 以下 | | | | |
| ベンゼン | mg/L | 0.001未満 | 0.01 mg/L 以下 | | | | |
| 亜鉛及びその化合物 | mg/L | 0.005未満 | 1 mg/L 以下 | | | | |
| アルミニウム及びその化合物 | mg/L | 0.02未満 | 0.2 mg/L 以下 | | | | |
| 鉄及びその化合物 | mg/L | 0.03未満 | 0.3 mg/L 以下 | | | | |
| 銅及びその化合物 | mg/L | 0.005未満 | 1 mg/L 以下 | | | | |
| ナトリウム及びその化合物 | mg/L | 28.0 | 200 mg/L 以下 | | | | |
| マンガン及びその化合物 | mg/L | 0.044 | 0.05 mg/L 以下 | | | | |
| 塩化物イオン | mg/L | 17.8 | 200 mg/L 以下 | | | | |
| カルシウム、マグネシウム等(硬度) | mg/L | 43.1 | 300 mg/L 以下 | | | | |
| 蒸発残留物 | mg/L | 198 | 500 mg/L 以下 | | | | |
| 検査期日 | 平成29年9月7日 ~ 平成29年9月14日 | | | | | | |
| 検査方法 | 厚生労働省告示第261号による | | | | | | |
| 検査責任者 | 理化学検査: 古田 耕一 | | | 細菌検査: 原 孝宏 | | | |

平成29年9月14日

厚生労働大臣登録水質検査機関 第28号 公益財団法人
 公益財団法人 島根県環境保健公社 島根県環
 境保健公社
 理事長 小村 明 弘
 〒690-0012 松江市古志原一丁目4番6号 理事長之印



連続揚水試験 揚水量・孔内水位変化図